

政府

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

番号：75/2019/ND-CP

ハノイ、2019年9月26日

競争分野における行政違反処分に関して定める議定

2015年6月19日付政府組織法に基づき、

2018年6月12日付競争法に基づき、

2012年6月20日付行政違反処分法に基づき、

2008年11月14日付民事判決執行法および民事判決執行法の条項の一部を改正、補足する2014年11月25日付法律

商工大臣の提案に鑑み、

政府は、競争分野における行政違反処分に関して定める議定を制定した。

第1章

総則

第1条 適用範囲

1. 本議定は、競争に関する行政違反行為に対する処分の形式、処分の程度、悪影響克服措置、処罰の権限、処分決定の施行、その他の競争に関する行政違反行為およびその他の競争に関する行政違反行為に対する行政違反記録の作成権限について規定する。
2. 競争に関する行政違反行為は以下のものである：
 - a) 競争制限協定に関する規定の違反行為
 - b) 市場の支配的地位の濫用、独占的地位の濫用に関する規定の違反行為
 - c) 経済集中に関する規定の違反行為
 - d) 不公正な競争に関する規定の違反行為
 - dd) その他の競争に関する法令の規定の違反行為

第2条 適用対象

1. 公益の製品・サービスを製造、供給する事業者、国家独占に属する分野・領域において営業する事業者、公立事業単位およびベトナムで営業する外国事業者も含む、経営を行う組織、個人（以下、事業者と総称する。）
2. ベトナムで活動する分野、業種の団体
3. 関連を有するベトナム国内、ベトナム国外の機関、組織、個人

第3条 競争に関する行政違反に対する処分形式および悪影響克服措置

1. 競争に関する一つの行政違反行為に対しては、違反をした組織、個人は以下の処分形式の一つを負わなくてはならない：
 - a) 警告罰
 - b) 罰金

2. 競争に関する行政違反をした組織、個人は、違反の性質、程度に従って、以下の補充処分形式の一つまたは複数を適用されうる：

- a) 6か月以上12か月以下の事業許可書、職業資格証明書の使用権の剥奪または活動停止
- b) 違反のため使用された証拠品、手段の没収
- c) 違反行為の実行により得られた利益の没収
- d) 企業登録証明書またはそれに相当する文書の回収

3. 本条第1項および第2項に定める処分形式の他に、競争に関する行政違反をした組織、個人は、以下の悪影響克服措置の一つまたは複数を適用されうる：

- a) 公開的な訂正を強制する。
- b) 商品、商品の包装、経営手段、物品上の違反要素の除去を強制する。
- c) 市場支配的地位、独占的地位を濫用した事業者の再構成を強制する。
- d) 契約、協定または経営取引における法令違反条項の排除を強制する。
- dd) 経済集中の後に形成した事業者の分割、資本、財産の一部または全部の売却を強制する。
- e) 吸収合併受入事業者、買収事業者、経済集中の後に形成した新たな事業者の契約における、物品・サービスの購入価格、販売価格、または他の取引条件に関して、権限を有する国家機関の検査を受けさせる。
- g) 情報、資料の十分な提供を強制する。
- h) 事業者が妨害している技術、テクノロジーの開発条件の回復を強制する。
- i) 顧客に対して強要されている不利な条件の撤回を強制する。
- k) 正当な理由なく変更または解除された契約条項、契約の復活を強制する。
- l) 原状の回復を強制する。

4. 本条第3項e号に定める悪影響克服措置の適用期間は、処分・処罰決定において記載されなければならない。

5. 国家機関が、競争法第8条1項に定める行為を実行した場合、国家競争委員会は国家機関に対して、違反行為の終了および悪影響克服を要請する。要請された国家機関は、違反行為を終了させ、悪影響を克服し、かつ、法令の規定に従い損害賠償しなければならない。

第4条 競争に関する行政違反行為に対する罰金の金額

1. 競争制限協定、市場支配的地位の濫用、独占的地位の濫用に関する規定の違反行為に対する罰金の最高額は、違反行為をした事業者の、関連市場における、違反行為を実行した年の直前の会計年度の総収入の10%であるが、刑法に規定される違反行為をした組織・個人に対する罰金の最低額より低い。

2. 経済集中に関する規定の違反行為に対する罰金の最高額は、違反した事業者の、関連市場における、違反行為を実行した年の直前の会計年度の総収入の5%である。

3. 本条第1項および第2項に定める、違反行為をした事業者の、関連市場における、違反行為を実行した年の直前の会計年度の総収入が0（ゼロ）であると確定された場合、100,000,000 ドン以上200,000,000 ドン以下の罰金額を適用する。

4. 本条第1項および第2項に定める、関連市場における総収入は、以下の場合において、違反行為に関連する全ての各関連市場の総収入であると確定される。

- a) 経済集中に参加する各事業者が、一種類の物品・サービスの一連の製造、流通、提供の過程において参加する各事業者であり、または、経済集中に参加する各事業者の経営分野、業種が相互に投入し合うもしくは補助しあうものである。
 - b) 禁止される競争制限協定に参加する各事業者が、特定の種類の物品・サービスを一連として製造、流通、供給する場合の異なる段階ごとにおいて経営を行う各事業者である。
5. 不公正な競争行為に関する規定の違反行為に対する罰金最高額は 2,000,000,000 ドンである。
6. 本議定の規定に違反するその他の行為に対する罰金最高額は 200,000,000 ドンである。
7. 本議定第 2 章が規定する罰金最高額は組織の違反行為に適用される。競争に関する行政違反行為をした個人の場合、最大罰金額は組織に対する最大罰金額の二分の一である。
8. 競争分野における行政違反行為に対する罰金の具体的な金額は、当該違反行為に適用される罰金額の枠組みの平均額とする。
- 酌量すべき事情が存在する場合、罰金額は減額されうるが、罰金額の枠組みの下限額を下回ってはならない。加重すべき情状が存在する場合、罰金額は増額されうるが、罰金額の枠組みの上限額を超過してはならない。
- 一つの酌量すべき事情、加重すべき情状について、本項によって決定した罰金額は、それに応じて、罰金額の枠組みの平均額の 15%を超えない範囲で増額または減額される。

第 5 条 酌量すべき事情、加重すべき情状

1. 競争分野の法令規定の違反処分における酌量すべき事情は以下のとおりである：
- a) 違反者が防止行動で違反の結果を軽減する、または自主的に結果を克服し、損害を賠償した場合
 - b) 違反者が自発的に申告し、本気で後悔し、積極的に所轄機関と違反の摘発、処分について協力した場合
 - c) 強制または依存による違反
 - d) 初回目の違反
2. 競争分野の法令規定の違反処分における加重すべき情状は以下のとおりである：
- a) 組織的な違反
 - b) 累犯的、再犯の違反
 - c) 戦争、自然災害、疫病、または社会のその他の特別な困難状況を利用した違反
 - d) 国家競争委員会会長、競争事件処理評議会またはその他の権限を有する機関が違反行為の中止を要請しても引き続き当該違反行為を実行し続けた場合
 - dd) 違反した後、ことさらに逃亡し、違反を隠蔽する行為をした場合
 - e) 大規模で、物品の数量または価値が大きい違反
3. 寛容政策を適用するために既に使用された事情は、酌量すべき事情としては扱われない。

第 2 章

競争に関する行政違反行為、処分形式および処分の程度

第 1 節 競争制限協定に関する規定の違反行為

第 6 条 同じ関連市場における各事業者間の競争制限協定の行為

1. 協定に参加する当事者である事業者ごとの、関連市場における、違反行為を実行した年の直前の会計年度の総収入の1%以上10%以下の罰金が、以下の行為のいずれか一つにつき科せられるものとする。

- a) 直接的または間接的な、物品・サービスの価格安定協定
- b) 顧客、消費市場、物品供給源、サービス供給源の分割協定
- c) 物品製造、購入、販売、サービス供給の数、量の制限または統制協定
- d) 物品の供給、サービスの供給についての入札の際に、入札参加者の一人または複数の者が落札するための協定
- dd) 他の事業者が市場に参加し、または経営発展することを阻止、制止、皆無にする協定
- e) 協定の当事者でない事業者を市場から排除する協定
- g) 市場においてかなりの程度の競争制限作用を惹起する、または惹起する可能性のある場合の、技術、テクノロジーの開発を制限し、投資を制限する協定
- h) 市場においてかなりの程度の競争制限作用を惹起する、または惹起する可能性のある場合の、他の事業者に対する物品売買、サービス供給の契約締結条件を強制もしくは決定する協定、または他の事業者が契約対象と直接関連しない義務を承認することを強制する協定
- i) 市場においてかなりの程度の競争制限作用を惹起する、または惹起する可能性のある場合の、協定に参加しない当事者と取引をしない協定
- k) 市場においてかなりの程度の競争制限作用を惹起する、または惹起する可能性のある場合の、協定に参加しない当事者の製品消費市場、物品供給源、サービス供給源を制限する協定
- l) 競争制限作用を惹起する、または惹起する可能性のあるその他の協定

2. 補充処分形式：

本条第1項に定める違反行為の場合、違反行為の実行により得られた利益を没収する。

3. 悪影響克服措置：

契約、協定または経営取引における法令違反条項の排除を強制する。

4. 本条第1項 dd号、e号に定める行為をした組織、個人に対する罰金の最高額は、当該行為をした組織・個人に対する、刑法に規定される、相当する罰金の最低額より低いものでなければならない。本条第1項に定める違反行為を処分するにあたって、2015年刑法（刑法の条項の一部を改正、補足する2017年法律により改正、補足される）第217条に定める犯罪の兆候が発見された時、国家競争委員会の会長は、法令の規定に従い刑事責任を追及するために、犯罪の兆候に関連する書類の一部または全部を、権限を有する訴訟機関に移転する責任を負う。

第7条 特定の物品・サービスを一連として製造、流通、供給する場合の異なる段階ごとにおいて経営を行う各事業者間の競争制限協定の行為

1. 協定に参加する当事者である事業者ごとの、関連市場における、違反行為を実行した年の直前の会計年度の総収入の1%以上5%以下の罰金が、以下の行為のいずれか一つにつき科せられるものとする。

- a) 市場においてかなりの程度の競争制限作用を惹起する、または惹起する可能性のある場合の、直接的または間接的な、物品・サービスの価格安定協定

- b) 市場においてかなりの程度の競争制限作用を惹起する、または惹起する可能性のある場合の、顧客、消費市場、物品供給源、サービス供給源の分割協定
- c) 市場においてかなりの程度の競争制限作用を惹起する、または惹起する可能性のある場合の、物品製造、購入、販売、サービス供給の数、量の制限または統制の協定
- d) 物品の供給、サービスの供給についての入札の際に、入札参加者の一人または複数の者が落札するための協定
- dd) 他の事業者が市場に参加し、または経営発展することを阻止、制止、皆無にする協定
- e) 協定の当事者でない事業者を市場から排除する協定
- g) 市場においてかなりの程度の競争制限作用を惹起する、または惹起する可能性のある場合の、技術、テクノロジーの開発を制限し、投資を制限する協定
- h) 市場においてかなりの程度の競争制限作用を惹起する、または惹起する可能性のある場合の、他の事業者に対する物品売買、サービス供給の契約締結条件を強制もしくは決定する協定、または他の事業者が契約対象と直接関連しない義務を承認することを強制する協定
- i) 市場においてかなりの程度の競争制限作用を惹起する、または惹起する可能性のある場合の、協定に参加しない当事者と取引をしない協定
- k) 市場においてかなりの程度の競争制限作用を惹起する、または惹起する可能性のある場合の、協定に参加しない当事者の製品消費市場、物品供給源、サービス供給源を制限する協定
- l) 競争制限作用を惹起する、または惹起する可能性のあるその他の協定

2. 補充処分形式：

違反行為の実行により得られた利益を没収する。

3. 悪影響克服措置

契約、協定または経営取引における法令違反条項の排除を強制する。

4. 本条第1項 dd号、e号に定める行為をした組織、個人に対する罰金の最高額は、当該行為をした組織・個人に対する、刑法に規定される、相当する罰金の最低額より低いものでなければならない。本条第1項 dd号、e号に定める違反行為を処分するにあたって、2015年刑法（刑法の条項の一部を改正、補足する2017年法律により改正、補足される）第217条に定める犯罪の兆候が発見された時、国家競争委員会の会長は、法令の規定に従い刑事責任を追及するために、犯罪の兆候に関連する書類の一部または全部を、権限を有する訴訟機関に移転する責任を負う。

第2節 市場の支配的地位の濫用、独占的地位の濫用に関する規定の違反行為

第8条 市場の支配的地位の濫用行為

1. 市場の支配的地位を有する事業者、または市場の支配的地位を有する事業者グループに属する事業者ごとの、関連市場における、違反行為を実行した年の直前の会計年度の総収入の1%以上10%以下の罰金が、以下の行為のいずれか一つにつき科せられるものとする。

- a) 総原価を下回って物品を販売し、サービスを供給して競争相手を排除する、または排除する可能性を作る。
- b) 顧客に損害を惹起または惹起する可能性のある、物品・サービスについて不当な購入価格もしくは販売価格を強制し、または最低再販売価格を決定する。

- c) 顧客に損害を惹起または惹起する可能性のある、物品・サービスの製造もしくは流通の制限、市場の制限、又は技術・テクノロジー開発を妨害する。
- d) 類似の取引において、相互に異なる条件を適用してその他の事業者の市場参入・拡大を阻止し、またはその他の事業者を排除する、もしくはその可能性を作る。
- dd) 物品売買契約、サービス契約締結の際、その他の事業者に条件を強制し、またはその他の事業者、顧客に契約の対象と直接関連しない義務の承認を要請して、その他の事業者の市場参入・拡大を阻止し、またはその他の事業者を排除する、もしくはその可能性を作る。
- e) その他の事業者の市場参入・拡大を阻止する。
- g) その他の法律の規定に従って禁止される市場支配的地位の濫用行為。

2. 補充処分形式：

違反行為の実行により得られた利益を没収する。

3. 悪影響克服措置：

- a) 契約、協定または経営取引における法令違反条項の排除を強制する。
- b) 市場支配的地位を濫用した事業者の再構成を強制する。

第9条 独占的地位の濫用行為

1. 独占的地位を有する事業者の、関連市場における、違反行為を実行した年の直前の会計年度の総収入の1%以上10%以下の罰金が、以下の濫用行為のいずれか一つにつき科せられるものとする。

- a) 本議定第8条1項b号、c号、d号、dd号およびe号に定める行為
- b) 顧客に対する不利な条件の強制
- c) 独占的地位を利用して、締結済みの契約を正当な理由なく一方的に変更または解除する。
- d) その他の法律に従って禁止される独占的地位の濫用行為

2. 補充処分形式：

違反行為の実行により得られた利益を没収する。

3. 悪影響克服措置：

- a) 独占的地位を濫用した事業者の再構成を強制する。
- b) 契約、協定または経営取引における法令違反条項の排除を強制する。
- c) 事業者が妨害している技術、テクノロジーの開発条件の回復を強制する。
- d) 顧客に対して強要されている不利な条件の撤回を強制する。
- dd) 正当な理由なく変更または解除された契約条項、契約の復活を強制する。

第3節 経済集中に関する規定の違反行為

第10条 禁止される事業者の吸収合併行為

1. 吸収合併受入事業者および被吸収合併事業者の、関連市場における、競争法第30条の規定に基づき禁止される吸収合併の行為を実行した年の直前の会計年度の総収入の1%以上5%以下の罰金が、吸収合併受入事業者に対して科せられるものとする。

2. 悪影響克服措置：

- a) 吸収合併した事業者の分割を強制する。
- b) 吸収合併受入事業者の契約における、物品・サービスの購入価格、販売価格、または他の取引条件に関して、権限を有する国家機関の検査を受けさせる。

第 11 条 禁止される事業者の新設合併行為

1. 競争法第 30 条の規定に基づき禁止される新設合併行為につき、新設合併に参加する各事業者の、関連市場における、違反行為を実行した年の直前の会計年度の総収入の 1%以上 5%以下の罰金が、新設合併の後に形成した事業者に対して科せられるものとする。
2. 補充処分形式：
新設合併事業者に発給した企業登録証明書を回収する。
3. 悪影響克服措置：
 - a) 新設合併事業者の分割を強制する。
 - b) 経済集中の後に形成した新事業者の契約における、物品・サービスの購入価格、販売価格、または他の取引条件に関して、権限を有する国家機関の検査を受けさせる。

第 12 条 禁止される事業者買収行為

1. 競争法第 30 条の規定に基づき禁止される、他の事業者の一部または全部の資本、財産の購入行為につき、買収する事業者および買収される事業者の、関連市場における、違反行為を実行した年の直前の会計年度の総収入の 1%以上 5%以下の罰金が、買収する事業者に対して科せられるものとする。
2. 悪影響克服措置：
 - a) 事業者が買収した資本、財産の一部または全部の売却を強制する。
 - b) 買収する事業者の契約における、物品・サービスの購入価格、販売価格、または他の取引条件に関して、権限を有する国家機関の検査を受けさせる。

第 13 条 禁止される事業者間の共同事業行為

1. 競争法第 30 条の規定に基づき禁止される共同事業行為につき、共同事業に参加する事業者の、関連市場における、違反行為を実行した年の直前の会計年度の総収入の 1%以上 5%以下の罰金が、共同事業に参加する各当事者に対して科せられるものとする。
2. 補充処分形式：
共同事業を行う事業者に発給した企業登録証明書を回収する。
3. 悪影響克服措置：
共同事業を行う事業者の契約における、物品・サービスの購入価格、販売価格、または他の取引条件に関して、権限を有する国家機関の検査を受けさせる。

第 14 条 経済集中通知を怠る行為

経済集中に参加する事業者ごとの、関連市場における、違反行為を実行した年の直前の会計年度の総収入の 1%以上 5%以下の罰金が、競争法第 33 条の規定に基づく通知の義務を履行しない経済集中の行為につき科せられるものとする。

第 15 条 その他の経済集中に関する法令違反行為

1. 経済集中に参加する事業者ごとの、関連市場における、違反行為を実行した年の直前の会計年度の総収入の 0.5%以上 1%以下の罰金が、以下の行為のいずれか一つにつき科せられるものとする。

- a) 競争法第 36 条 2 項が規定する国家競争委員会の予備審査結果通知を受け取る前に経済集中を実施する。但し、競争法第 36 条 3 項が規定する場合を除く。
 - b) 正式審査をしなければならない経済集中の場合に、競争法第 41 条に規定する決定を国家競争委員会が発出する前に、経済集中を実施する。
2. 経済集中に参加する事業者ごとの、関連市場における、違反行為を実行した年の直前の会計年度の総収入の 1%以上 3%以下の罰金が、以下の行為につき科せられるものとする。
- a) 競争法第 41 条 1 項 b 号が規定する経済集中に関する決定の中で言及される条件を実施しない、または十分に実施しない。
 - b) 競争法第 41 条 1 項 c 号が規定する場合に、経済集中を実施する

第 4 節 不公正な競争に関する規定の違反行為

第 16 条 経営上の秘密情報の侵害行為

1. 200,000,000 ドンから 300,000,000 ドンの罰金が、以下の行為のいずれか一つにつき科せられるものとする。
- a) 経営上の秘密情報に対して、その所有者の秘密保護措置に反する形でアクセスし、収集する。
 - b) 経営上の秘密を、その所有者の許可を得ることなく開示し、使用する。
2. 補充処分形式：
- a) 競争に関する行政違反のため使用された証拠品、手段を没収する。
 - b) 違反行為の実行により得られた利益を没収する。

第 17 条 経営上の制約行為

1. 100,000,000 ドンから 200,000,000 ドンの罰金が、他の事業者の顧客、経営パートナーに当該事業者との取引をしないまたは取引を停止するよう、脅威または強制の行為によりこれらの者を制約する行為につき科せられるものとする。
2. 200,000,000 ドンから 300,000,000 ドンの罰金が、本条第 1 項に定める行為につき、競争相手の最も大手の顧客または取引先に対して制約を与えた場合において科せられるものとする。
3. 本条第 1 項および第 2 項に定める金額の二倍の罰金が、本条第 1 項、第 2 項に定める違反行為につき、違反行為が 2 つ以上の省・中央直轄市の範囲で行われた場合において科せられるものとする。
4. 補充処分形式：
- a) 競争に関する行政違反のため使用された証拠品、手段を没収する。
 - b) 違反行為の実行により得られた利益を没収する。

第 18 条 他の事業者に関する不忠実な情報の提供

1. 100,000,000 ドンから 200,000,000 ドンの罰金が、間接的な方法で他の事業者に関する不忠実な情報を提供し、その事業者の威信、財政状況または経営の動きに対する悪影響を惹起する行為につき科せられるものとする。
2. 200,000,000 ドンから 300,000,000 ドンの罰金が、直接的な方法で他の事業者に関する不忠実な情報を提供し、その事業者の威信、財政状況または経営の動きに対する悪影響を惹起する行為につき科せられるものとする。

3. 本条第1項および第2項に定める金額の二倍の罰金が、本条第1項、第2項に定める違反行為につき、違反行為が2つ以上の省・中央直轄市の範囲で行われた場合において科せられるものとする。

4. 補充処分形式：

- a) 競争に関する行政違反のため使用された証拠品、手段を没収する。
- b) 違反行為の実行により得られた利益を没収する。

5. 悪影響克服措置：

公開的な訂正を強制する。

第19条 他の事業者の経営活動の妨害行為

1. 50,000,000 ドンから 100,000,000 ドンの罰金が、間接的な方法で、他の事業者の経営活動を阻止し、断裂させる行為につき科せられるものとする。

2. 100,000,000 ドンから 150,000,000 ドンの罰金が、直接的な方法で、他の事業者の経営活動を阻止し、断裂させる行為につき科せられるものとする。

3. 本条第1項および第2項に定める金額の二倍の罰金が、本条第1項、第2項に定める違反行為につき、違反行為が2つ以上の省・中央直轄市の範囲で行われた場合において科せられるものとする。

4. 補充処分形式：

- a) 競争事件処理決定の発効日から6か月以上12か月以下の事業許可書、職業資格証明書の使用権を剥奪し、または活動を停止する。
- b) 競争に関する行政違反のため使用された証拠品、手段を没収する。
- c) 違反行為の実行により得られた利益を没収する。

第20条 不正な顧客誘引行為

1. 100,000,000 ドンから 200,000,000 ドンの罰金が、以下の方法による不正な顧客誘引行為につき科せられるものとする。

- a) 他の事業者の顧客を魅了するために、事業者もしくは物品、サービス、景品、事業者が提供する物品、サービスに関連する取引条件に関して、顧客に誤った情報を渡し、または混同を惹起する。
- b) 自らの物品、サービスと他の事業者の物品、サービスを比較するが、その内容が証明できない。

2. 本条第1項に定める金額の二倍の罰金が、本条第1項に定める違反行為につき、違反行為が2つ以上の省・中央直轄市の範囲で行われた場合において科せられるものとする。

3. 補充処分形式：

- a) 有期で事業許可書、職業資格証明書の使用権を剥奪し、または有期で活動を停止する。
- b) 競争に関する行政違反のため使用された証拠品、手段を没収する。
- c) 違反行為の実行により得られた利益を没収する。

4. 悪影響克服措置：

- a) 公開的な訂正を強制する。
- b) 商品、商品の包装、経営手段、物品上の違反要素の除去を強制する。

第21条 総原価を下回って物品を販売し、サービスを提供する行為

1. 800,000,000 ドンから 1,000,000,000 ドンの罰金が、総原価を下回って物品を販売し、サービスを提供して、その物品、サービスについて経営活動をする他の事業者を排除する、またはその可能性を作る行為につき科せられるものとする。
2. 本条第 1 項に定める金額の二倍の罰金が、本条第 1 項に定める違反行為につき、違反行為が 2 つ以上の省・中央直轄市の範囲で行われた場合において科せられるものとする。
3. 補充処分形式：
 - a) 競争に関する行政違反のため使用された証拠品、手段を没収する。
 - b) 違反行為の実行により得られた利益を没収する。

第 5 節 その他の競争に関する法令規定の違反行為

第 22 条 情報、資料の提供に関する規定の違反行為

1. 警告罰が被審査人、関連する権益・義務を有する者に対し、国家競争委員会、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会の要求に応じて情報、資料を期限通りに提供しない行為につき科せられるものとする。
2. 10,000,000 ドンから 20,000,000 ドンの罰金が、被審査人、関連する権益・義務を有する者に対し、国家競争委員会、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会の要求に応じて情報、資料を十分に提供しない行為につき科せられるものとする。
3. 20,000,000 ドンから 50,000,000 ドンの罰金が、被審査人、関連する権益・義務を有する者に対し、以下の行為のいずれか一つにつき科せられるものとする。
 - a) 国家競争委員会、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会の要求に応じて情報、資料を提供しない。
 - b) 誤った情報、資料を提供し、または情報、資料を歪曲する。
 - c) 誤った情報、資料の提供を他の者に強制する。
 - d) 競争事件に関連する情報、資料を隠蔽し、または破棄する。
4. 悪影響克服措置：

情報、資料の十分な提供を強制する。

第 23 条 競争事件の審査および処理過程に関するその他の規定の違反行為

1. 10,000,000 ドンから 20,000,000 ドンの罰金が、以下の行為のいずれか一つにつき科せられるものとする。
 - a) 審査上の秘密に分類される情報、資料の開示
 - b) 審判における妨害
2. 補充処分形式：

違反行為を実行するために使用された証拠品、手段を没収する。

第 24 条 権限を有する機関から免除享受決定が発出される前に行われた競争制限協定の行為

1. 100,000,000 ドンから 200,000,000 ドンの罰金が、競争法第 14 条が規定する免除享受できる場合において国家競争委員会の会長から免除享受決定が発出される前に、競争制限協定に参加した事業者ごとに対して、科せられるものとする。
2. 補充処分形式：

a) 競争に関する行政違反のため使用された証拠品、手段を没収する。

b) 違反行為の実行により得られた利益を没収する。

3. 悪影響克服措置：

原状の回復を強制する。

第 25 条 事業者が競争制限行為、不公正な競争行為を実施するようにするための情報提供、促進、呼びかけ、強制または主催の行為

1. 30,000,000 ドンから 50,000,000 ドンの罰金が、事業者が競争制限行為、不公正な競争行為を実施するように情報を提供し、促進、呼びかけ、強制または主催する行為につき、科せられるものとする。

2. 補充処分形式：

a) その他の競争についての法令規定の違反行為に関する行政処分決定の発効日から 6 か月以上 12 か月以下の事業許可書、職業資格証明書の使用権を剥奪し、または活動を停止する。

b) 違反のため使用された証拠品、手段を没収する。

c) 企業登録証明書またはそれに相当する文書を回収する。

3. 悪影響克服措置：

公開的な訂正を強制する。

第 3 章

競争に関する行政違反の処分権限、手続

第 1 節 競争に関する行政違反の処分権限

第 26 条 経済集中および不公正な競争に関する行政違反の処分権限

国家競争委員会の会長は以下の権限を有する。

1. 警告罰

2. 罰金

3. 本議定第 3 条 2 項 a 号、b 号、c 号に定める補充処分形式の一つまたは複数の適用

4. 本議定第 3 条 3 項 a 号、c 号、dd 号、e 号、h 号、i 号および k 号に定める悪影響克服措置の一つまたは複数の適用

5. 権限を有する国家機関に対する、本議定第 3 条 2 項 d 号に定める形式の適用の要請

第 27 条 競争制限協定、市場の支配的地位の濫用、独占的地位の濫用に関する行政違反行為の処分権限

競争制限事件処理評議会は、以下の権限を有する。

1. 警告罰

2. 罰金

3. 本議定第 3 条 2 項 b 号、c 号に定める補充処分形式の適用

4. 本議定第 3 条 3 項 a 号、c 号、d 号、e 号、h 号、i 号および k 号に定める悪影響克服措置の適用

第 28 条 その他の競争に関する法令規定の違反行為の行政処分権限

1. 監査員、競争分野における専門監査任務を割り当てられる者は、公務遂行中に以下の権限を有する。

- a) 警告罰
 - b) 個人に対する 500,000 ドン以下および組織に対する 1,000,000 ドン以下の罰金
 - c) 本項 b 号に定める罰金額を超えない価値を有する行政違反の証拠品、手段の没収
 - d) 本議定第 3 条 3 項 g 号に定める悪影響克服措置の適用
2. 商工省の監査主任、国家競争委員会の会長は以下の権限を有する。
- a) 警告罰
 - b) 個人に対する 100,000,000 ドン以下および組織に対する 200,000,000 ドン以下の罰金
 - c) 本議定第 3 条 2 項 b 号、c 号に定める補充処分形式の適用
 - d) 本議定第 3 条 3 項 a 号、g 号および 1 号に定める悪影響克服措置の適用
3. 本議定第 25 条に定める行為に対し、国家競争委員会および競争制限事件処理評議会の会長は以下の権限を有する。
- a) 警告罰
 - b) 個人に対する 25,000,000 ドン以下および組織に対する 50,000,000 ドン以下の罰金
 - c) 本議定第 3 条 2 項 a 号、b 号および c 号に定める補充処分形式の適用
 - d) 本議定第 3 条 3 項 a 号に定める悪影響克服措置の適用
 - dd) 権限を有する国家機関に対する、本議定第 3 条 2 項 d 号に定める形式の適用の要請

第 2 節 競争に関する行政違反処分の手続

第 29 条 競争に関する行政違反処分の手続

1. 競争制限協定、市場の支配的地位の濫用、独占的地位の濫用、経済集中および不公正な競争に関する規定の違反行為に対する処分の手続は、競争に関する法令の規定に従い行う。
2. その他の競争に関する法令規定の違反行為に対する処分の手続は、行政違反処分に関する法令の規定に従い行う。
3. 競争に関する行政違反行為の処分における補充処分形式、悪影響克服措置、予防および行政違反処分保全措置の適用手順・手続は、競争に関する法令および行政違反処分に関する法令の規定に従い適用する。

第 30 条 その他の競争に関する法令規定の違反行為に関する行政違反記録の作成権限

本議定第 2 章第 5 節に定める、その他の競争に関する法令規定の違反行為を発見したとき、監査員、競争分野における専門監査任務を割り当てられる者、競争事件審査機関の長、競争事件審査員、審判の書記官は、行政違反記録の作成を行わなければならない。

第 3 節 競争事件処理決定、その他の競争に関する法令規定の違反行為の行政処分決定の執行手続

第 31 条 競争事件処理決定、その他の競争に関する法令規定の違反行為の行政処分決定の遵守

1. 違反した事業者は、競争制限事件処理評議会および国家競争委員会の会長の競争事件処理決定を、当該競争事件処理決定が法的効力を有する日から 15 日以内に遵守しなければならない。
2. 本議定第 2 章第 5 節に定める、その他の競争に関する法令規定の違反をした組織、個人は、その他の競争に関する法令規定の違反の処分決定を受領した日から 10 日以内に、その他の競争に関する法令規定の違反の処分決定を遵守しなければならない。

第 32 条 罰金の納付場所

競争事件処理決定、その他の競争に関する法令規定の違反行為の行政処分決定に基づき罰金を科せられる組織、個人は、競争事件処理決定、その他の競争に関する法令規定の違反行為の行政処分決定に記載される国庫において罰金を納付しなければならない。

第 33 条 競争事件処理決定の執行

1. 本議定第 31 条に定める期限の満了後、違反処分の対象たる組織、個人が自主的に競争事件処理決定に遵守しない、もしくは競争法第 96 条の規定に基づき裁判所に訴訟を提起しない場合、有利な競争事件処理決定を下された当事者は、書面にて、本条第 2 項および第 3 項に定める管轄機関に対し、かかる機関の機能、職務および権限内の競争事件処理決定の執行を準備するよう要請することができる。
2. 管轄機関は、競争事件処理決定において行われた競争制限事件処理評議会、国家競争委員会会長の要求に応じて、競争に関する行政違反をした事業者に発給した企業登録証明書または類似する書面を回収する責任を負う。
3. その他の管轄機関は、競争事件処理決定において行われた競争制限事件処理評議会、国家競争委員会会長の要求に応じて、市場支配的地位を濫用した事業者の再構成の強制、吸収合併、新設合併した事業者の分割または買収した事業者の分の売却の強制方法の適用を実施する責任を負う。
4. 競争事件処理決定に遵守しなければならない当事者がその本部、居住地または財産を有している場所の省・中央直轄市の民事判決執行機関は、有利な競争事件処理決定を下された当事者の要求により、競争事件処理決定の財産関連の決定部分の執行を実施する責任を負う。

第 4 章

施行条項

第 34 条 施行効力

1. 本議定は 2019 年 12 月 1 日から施行効力を有するものとする。
2. 本議定は、競争分野における法令違反の処分に関して競争法の施行細則を定める 2014 年 7 月 21 日付議定第 71/2014/ND-CP 号に代わるものである。ただし、同議定第 36 条（マルチ商法における法令違反処分を定める各議定の条項の一部を改正、補足する政府の 2018 年 10 月 8 日付議定第 141/2018/ND-CP 号第 1 条 1 項により改正、補足された）を除く。

第 35 条 経過条項

商業活動、模造品または禁制品の製造、販売および消費者の権利保護における行政違反処分を定める政府の 2013 年 11 月 15 日付議定第 185/2013/ND-CP 号（商業活動、模造品または禁制品の製造、販売および消費者の権利保護における行政違反処分を定める政府の 2013 年 11 月 15 日付議定第 185/2013/ND-CP 号の条項の一部を改正、補足する政府の 2015 年 11 月 19 日付議定第 124/2015/ND-CP 号、および、マルチ商法における法令違反処分を定める各議定の条項の一部を改正、補足する政府の 2018 年 10 月 8 日付議定第 141/2018/ND-CP 号により改正、補足された）の第 101 条、第 102 条および第 103 条に定める処分権限を有する者は、競争分野における法令違反の処分に関して競争法の施行細則を定める 2014 年 7 月 21 日付議定第 71/2014/ND-CP 号第 36 条（マルチ商法における法令違反処分を定める各議定令の条項の一部を改正、補足する政府の 2018 年 10 月 8 日付議定第

141/2018/ND-CP 号第 1 条 1 項により改正、補足された) に定める行為に対して、改正、補足し、置き換わる規定が発布されるまで、行政処分権限を有するものとする。

第 36 条 施行責任

各大臣、省同等機関の長、政府所属機関の長、各省・中央直轄市の人民委員会委員長は、本議定を施行する責任を負う。

送付先：

- 共産党中央委員会書記局
- 政府首相、各副首相
- 各省、省同等機関、政府所属機関
- 各省・中央直轄市の人民評議会、人民委員会
- 共産党の中央事務局および各委員会
- 書記長事務局
- 国家主席事務局
- 民族評議会および国会の各委員会
- 国会事務局
- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院
- 国家会計検査機関
- 国家財政監察委員会
- 社会政策銀行
- ベトナム開発銀行
- ベトナム祖国戦線中央委員会
- 各団体の中央機関
- 政府官房：長官、各副長官、首相助手、電子情報ポータル社長、各部局、所属単位、官報
- 保存：文書管理、総合経済（2部）

政府を代表して
首相

グエン・スアン・フック